

目 次

1. 気候	1
2. 地勢	8
3. 觀光地方誌	12
(1) 北海道地方	12
(2) 東北地方	14
(3) 関東地方	17
(4) 中部地方	25
(5) 近畿地方	33
(6) 中国地方	36
(7) 四国地方	41
(8) 九州地方	43
(9) 沖縄地方	47
4. 自然公園	49
(1) 国立公園	49
(2) 国定公園	68
(3) 都道府県立自然公園	79
(4) 海域公園	79
5. 記念物	80
(1) 特別史跡	81
(2) 特別名勝	84
(3) 特別天然記念物	86
(4) 世界遺産	89
(5) 無形文化遺産	91

6. 項目別観光資源	92
(1) 神社	92
(2) 寺院	93
(3) 城	95
(4) 温泉	96
(5) 日本庭園	98
(6) 重要伝統的建造物群保存地区	99
(7) 美術館・博物館・記念館	99
(8) テーマパーク	102
(9) 年中行事（祭等）	102
(10) 陶磁器	105
(11) 郷土料理	106

2. 地勢

山国日本と呼ばれるように、国土の約70%は山地であり、平地は極めて少ない。3000mを超える高山の連なる中央高地から、南西と北東へのびる山岳地帯は、日本列島を形成する弧の方向とほぼ平行に走り、これら山地から流れる河川は急流となって、山間に峡谷を掘り、山麓には扇状地を造り、下流に狭い平野を展開している。海が山麓に迫り、扇状地状三角州が僅かに低地を造っている町もある⁽¹⁾。山地は一般に、飛騨山脈や木曽山脈や赤石山脈のように壮年期の、鋭く聳えているものもあるが、中国山地や阿武隈山地のように、既に老年期に入った高原状の山地もある⁽²⁾。

- (1) 黒部川の河口に近い下流の地形はこの良い例である。
- (2) 老年期の山地には、孤立した高い山が認められる。これはモナドノク(残丘)と呼ばれる浸食に抗して残ったもので、大滝根山(1193m)(阿武隈山地)はその良い例である。

地形上大きい変動が起こりやすく、断層を生じたり、隆起と沈降が繰り返し行われたりして、海岸には海岸段丘や海食台地⁽¹⁾、沈降によって生じたりアス式海岸も少なくない。

- (1) 三重県志摩半島先志摩の台地、神奈川県城ヶ島は良い例である。

北方領土の国後・択捉島にある11の火山を含め、わが国には110の活火山⁽¹⁾が有ると言われている。火山帶は、山地とほぼ同じ方向に並び、富士山をはじめ美しい円錐型の火山が多く⁽²⁾、沼湖や温泉を伴うものも多く、日本の風景美に特色を与え、多くの観光客を集めている⁽³⁾。

- (1) 火山は、その活動からかつては活火山・休火山・死火山に分けていた。
(活火山：現在活動しているもの、休火山：活動したことがあるが現在活動していないもの、死火山：活動の記録がないもの)
ところが、死火山が活動し出した例もあって、人類の短い歴史の記録をもって分類するのは好ましくないという意見が今は主流である。
現在、気象庁は「概ね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山、他を「それ以外の火山」としている。
- (2) 富士山は日本のシンボルであり、このことが他の地方にある姿の美しい円錐形の火山に××富士の呼称が生じた。

利尻岳	(北海道) · · · · · 利尻富士
羅臼岳	(北海道) · · · · · 知床富士
羊蹄山	(北海道) · · · · · 蝦夷富士
岩木山	(青森県) · · · · · 津軽富士
岩手山	(岩手県) · · · · · 南部片富士
鳥海山	(山形県・秋田県) · 出羽富士
磐梯山	(福島県) · · · · · 会津富士
榛名山	(群馬県) · · · · · 榛名富士
西山	(東京都・八丈島) · 八丈富士
黒姫山	(長野県) · · · · · 信濃富士
妙高山	(新潟県) · · · · · 越後富士
大山	(鳥取県) · · · · · 伯耆富士
飯野山	(香川県) · · · · · 讀岐富士
開聞岳	(鹿児島県) · · · · · 薩摩富士

(3) 火山の分類には、シュナイダーの分類が長い間使用され、折々その表記が名称や看板などに見られるが、今は下記の新しい分類方法が採られている。

マール (maar) (爆裂火口)

火山性水蒸気爆発によって比較的平坦な土地に形成された凹地。秋田県の目潟、伊豆雄島波浮港など。

碎屑 [サイセツ] 丘 (pyroclastic cone)

火口の周囲に火山碎屑物だけが堆積して出来た円錐形の火山体。爆発的な噴火によって作られる。碎屑丘は一般に小型であるが、底面積に対し比較的大きい火口を持つ。富士山の側火山の大室山、伊豆大室山などがその例。

溶岩円頂丘 (lava dome)

粘性の高い溶岩によってできる釣鐘型の火山。溶岩ドーム、トロイデ、鐘状火山、塊状火山ともいう。

昭和新山、箱根山の二子山や雲仙岳の噴火によって出現した平成火山などがその例。

成層火山 (strato volcano)

中心の火口から溶岩と碎屑物とを交互に噴出し、それらが層をなし堆積して生じた火山。富士山、箱根山など。

火山岩尖 (ペロニーデ) (volcanic spine)

粘性が極端に高い溶岩が火口から遠くまで流れず、柱状に固まり、その後地表に押し上げられ、そびえているような形に

4. 自然公園

国立公園・国定公園・都道府県立公園を自然公園と総括するが、この自然公園は、国土の自然風景の粹ともいるべき地域を、将来にわたって保護するとともに、これを国民の保健、休養、教化に活用し、あわせて国際観光に資し、国際理解の増進を計ろうとするものである。2016年3月現在国立公園は32、国定公園が56、都道府県立自然公園に指定されているものが314ヶ所に達している。

国の公園の所管は厚生省であったが、環境庁の発足と同時に移管され、毎年夏上記の主旨のもとに行われる開催される国立公園大会も環境省の主催するところとなった。

最近、各地に各種の開発が進められ、その結果として風景の破壊が急速に進み、大切な自然の損なわれるものが目立ってきた。殊に観光開発の名のもとに行われる自然破壊には誠に眼を覆いたくなるものもあり、近頃ようやく国民の間に関心が高まり、国を動かして、道路の迂回または停止、植生による自然の再生、更に自然公園内にある私有地の国有化の動きが活発になってきたことは喜ばしいことである。日光国立公園にある尾瀬一帯の自然保護運動がその先駆をなしたといつていい。美しい大自然を前にして、各地に必ずといっていいくらいにあった埋れた自然保護の先覚者の努力と功績を今一度思い浮かべてみると必要があるのではなかろうか。

1. 国立公園

1 利尻礼文サロベツ

北海道の北端、西方洋上に浮ぶ利尻・礼文二島と抜海、稚咲内の海岸一帯、サロベツ原野の一部と原生砂丘林を取り込んでいる。利尻島はほぼ円形の火山島、そびえる利尻火山は美しい裾野を海際まで伸ばし、利尻富士の名がある。礼文島は丘陵性の島ながら西海岸は海崖をつらねて雄壮な海岸風景をみせている。両島とともに高山植物に恵まれ、お花畠が広く、中に貴重な植物も多い。北海道本土側は、海岸に発達した原生林をまとった砂丘列と湿地、サロベツ川下流の湿地と広い泥炭地、そこに春から夏にかけて咲乱れる湿地性・高山性植物の花々、人の手に汚されない自然をみることができる。北辺であること、半年は風雪に閉ざされることなどが、観光客の入りを少なくしていることは事実である。

2 知床

北海道の東部、オホーツク海に突出する知床半島の大部分を占めている。海崖を廻らし、滝が直接海に落ちるものもあり、荒い岩石海岸の美を見せている。中央稜線に沿って、千島火山帯に属する知床岳・硫黄山⁽¹⁾・羅臼岳等の火山が並び、半島全域をえぞ松やとど松の原生林が覆っている。またその間に湖沼⁽²⁾が点在して秘境の名に相応しい。地形にも部分的ではあるが氷食を指摘するむきもあり、生物分布の面でも興味深いところである。鳥類や海獣の豊富な所でもあり、海鳥の宝庫ともいわれている。まだ海岸をめぐる道路がないので、観光客は半島中央部の南岸の羅臼北岸のウトロから遊覧船に乗り海上より探勝するものが多い。

「知床旅情」で全国に良く知られるようになった「シレトコ」とはアイヌ語で「地の果」の意味。わが領土北辺のその意味に加えて、返還を悲願するクナシリ（国後）島を目前にする所だけに、観光客の関心は自然探勝だけとは限らないものがある。

- (1) 活火山
- (2) 知床五湖、原生林の中にあり、湖畔に咲く水芭蕉、湖に咲くネムロコウホネは美しい。

3 阿寒

北海道の東部、釧路と北見の境にある雄大な火山地帯で、阿寒カルデラとその一帯が含まれている。姿の美しい雄阿寒、雌阿寒⁽¹⁾は中央火口丘で外輪山の近くに噴出した側火山である。これらの山間に、阿寒湖やベンケトー・パンケトーの火口原湖があり、東方にある屈斜路湖も火口原湖である。

阿寒湖は、特別天然記念物「マリモ」の生息地として知られているが、減少しているので今は柵を設けて保護している。「マリモ」はこの地の外、富士山麓の山中湖⁽²⁾でも発見されているが、わが国では稀少の植物である。摩周湖は、注入する川も流出する川もなく、清澄な水を湛えているので有名で、1931年には透明度41.6mを計測し、当時の記録は観測史上現在でも世界1位と認められている⁽³⁾。

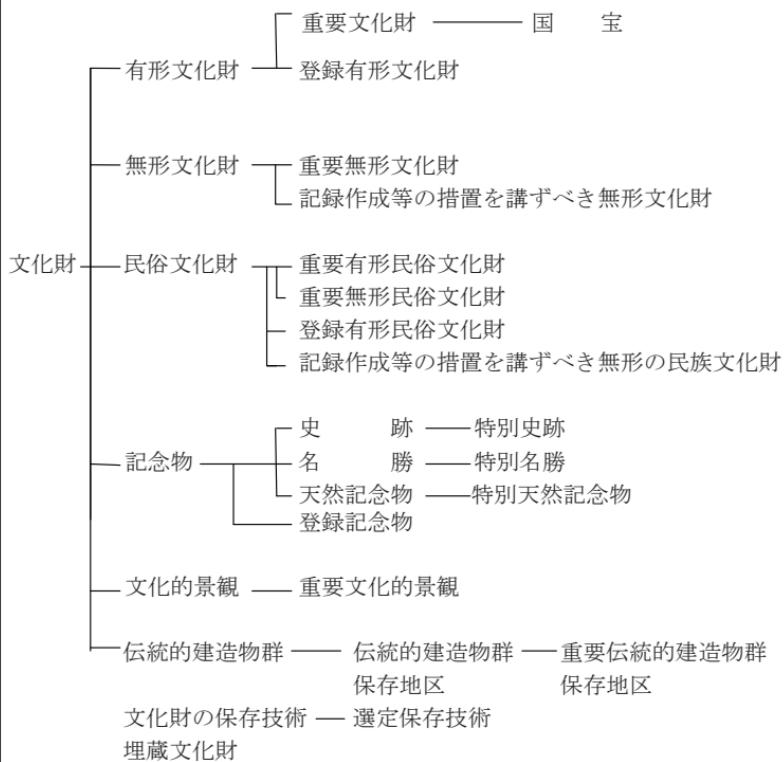
また大部分が、エゾ松やトド松等の原生林に覆われていて、北海道らしく自然の姿を良く残している。川湯・弟子屈等の温泉も多い。

- (1) 活火山、山上に火口と火口湖がある。
- (2) 最初に発見されたのは1956年山中湖。続いて1979年河口湖、1993年

5. 記念物

わが国において、史跡名勝天然記念物の保護が、国の制度として取り上げられたのは、明治時代に制定された「古社寺保存法」に始まるが、保護の体制が本格的に整ったのは、大正に入って「史跡名勝天然記念物保存法」が制定されてからである。後に「文化財保護法」が制定されるようになった。

文化財の体系図 (文化庁)



5. 記念物

記念物とは、①貝塚・古墳・都城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの、②庭園・橋りょう・峡谷・海浜・山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの③動物(生息地・繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で、我が国にとって学術上価値の高いもの、と定義されている。文化財保護委員会は、記念物に指定、さらに特に重要なものを特別史跡、特別名勝または特別天然記念物に指定している。この指定は、有形文化財における重要文化財・国宝のそれと軌を一にしており、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物は国宝に相当するものである。われわれは特別記念物が貴重な国民的財産であるばかりでなく、人類共通の財産である点に鑑み大切に保存し、正しく活用する責務がある。

2016年3月1日現在、文化庁による史跡名勝天然記念物の指定件数は3178件で、そのうち特別指定を受けたものは172件である。

特別史跡 61件

特別天然記念物 75件

特別名勝 36件

特別史跡、特別名勝、及び特別天然記念物の代表例は次の通りである。

1. 特別史跡

五稜郭跡 (北海道)

三内丸山遺跡 (青森市)

中尊寺境内 (岩手)

無量光院跡 (岩手)

毛越寺境内跡 附 鎮守社跡 (岩手)

多賀城跡 附 寺跡 (宮城)

大湯環状列石 (秋田)

旧弘道館 (茨城)